

被災住宅用地申告書

令和 年 月 日	受理番号 第 号
堺市長殿	供覧・受理日 令和 年 月 日
	通知書番号
	—

住所
氏名
電話番号 ()

申告のとおり処理してよろしいか。

起案・決裁日	令和 年 月 日			
課長	課長補佐	係長	係	受付者

下表に記載したとおり、私(当社)の所有する土地は、住宅用地として使用することができないので、地方税法第349条の3の3の規定の適用を受けたく、下記の書類を添付して、申告します。

① 被災住宅用地	所有者	氏名	住所
	所在	堺市	地積 m ²
② 被災住宅	所有者	氏名	住所
	所在	堺市	床面積 m ²
③ 被災日	令和 年 月 日		
④ 被災原因			
⑤ 住宅の被害の程度			
⑥ 被災した日の後に到来する1月1日に住宅を建築できない理由(下にお書きください)			

添付書類 1 住宅が被災した原因となった災害に関する罹災証明書
2 被災した住宅の床面積がわかる書類
注意事項 被災した日の翌日以後に土地を取得した場合、相続など一定の事情がなければ、この制度の適用を受けることはできません。
詳しくは、市税事務所固定資産税課にお問い合わせください。

1 被災住宅用地の特例制度について

この制度は、住宅が被災により滅失・損壊したため住宅用地の特例の適用を受けなくなる土地について、一定の要件を満たす場合は、被災した日の属する年の1月1日（被災した日が1月1日であるときはその前年の1月1日）を賦課期日とする年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、住宅用地とみなして、住宅用地の特例の対象とする制度（以下「被災住宅用地の特例」といいます。）です。

例えば、被災した日が令和7年1月2日から令和8年1月1日までの場合は、令和8年度分又は令和9年度分の固定資産税が被災住宅用地の特例の対象となります。

2 被災住宅用地の特例の対象について

(1) 被災住宅用地の特例の対象となる災害は、震災、風水害、火災などです。

(2) 被災住宅用地の特例の対象となる方は、原則として、被災前から住宅用地を所有している方です。

(3) 被災住宅用地の特例の対象となる土地は、前年度に住宅用地の特例の適用を受けた土地です。ただし、被災後、他の用途（駐車場や店舗など）に使われていたり、使う予定がある場合は、特例の対象となりません。

3 その他

(1) 被災した日の翌日以後に被災した住宅の敷地であった土地を取得した場合、その土地は、相続など一定の事情がなければ特例の対象となりません。また、特例の対象となる土地の範囲が変わることもありますので、被災した日の翌日以後に被災住宅用地を取得した方は、市税事務所固定資産税課にお問い合わせください。

(2) 原則として、火災の場合の『り災証明書』は消防署で、地震、風水害などの場合の『罹災証明書』は各区役所市民課で発行しています。

○記載要領

1 太線で囲まれた部分について記載してください。

2 ①の「被災住宅用地」の所有者は、納税通知書(所有者に送付される固定資産税の額などが記載された書類)に同封の課税明細(固定資産の明細が記載された書類)に表示された納税義務者名又は登記簿に記載されている所有者名を、所在地・地積は、課税明細に表示された所在地・地積又は登記簿に記載されている地番・地積を書いてください。

3 ②の「被災住宅」の所有者及び所在地の記載も2と同様です。

4 ③の「被災日」は、住宅が被災した日を書いてください。

5 ④の「被災原因」は、地震、火災など住宅が滅失・損壊した原因を書いてください。

6 ⑤の「住宅の被害の程度」は、罹災証明書に記載されている被害状況を書いてください。

7 ⑥の「被災した日の後に到来する1月1日に住宅を建築できない理由」は、具体的に書いてください。